

第1 ガイドラインの目的

1-1 ガイドラインの目的

福知山市では、“いつまでも住み続けたい”と感じられる良好な景観の形成を市民、事業者、行政の協働により目指すため、『福知山市景観計画』を策定しました。

このガイドラインは、福知山市景観計画に定める建築物の建築や工作物の建設、その他の行為に関する景観形成基準について、参考図や写真等による具体的事例等を盛り込みながら、分かりやすく解説したものです。

良好な景観の形成が適切に、また、円滑に行われるよう、行政だけでなく、市民や事業者の方にもぜひご活用いただきたいと思います。

1-2 ガイドラインの構成

このガイドラインは次のように構成されています。建築物の建築等の行為を行う際には、各項目を十分にご確認のうえ、デザインや景観的配慮を検討してください。

第1	ガイドラインの目的 ・ガイドライン作成の意図や使い方、構成等を説明しています。	1 ページ
第2	届出の手続き ・行為に際しての届出のフローや仕組み、罰則規定等を説明しています。	2～7 ページ
第3	景観計画の区分（ゾーニング） ・景観形成基準が適用される景観計画の区分（ゾーニング）について説明しています。	8～11 ページ
第4	届出が必要な行為 ・景観計画の区分（ゾーニング）ごとに、あらかじめ届出が必要な行為の規模等の考え方を説明しています。	12～15 ページ
第5	景観形成基準のガイドライン ・景観計画の区分（ゾーニング）ごと、また、行為の種類ごとに、景観形成基準として定めている事項の考え方、具体的な景観配慮事例等について解説しています。	16～91 ページ

2-1 届出のフロー

また、福知山市景観計画では、市民や事業者等への過度な負担増を防止するため、届出行為や景観形成基準に対する特例措置を設けていますので、建築行為等を円滑に進めるためにも、できる限り事前に相談するようにしてください。



2-2 届出の仕組み

(1) 事前相談（任意）

事前相談は、景観法の規定に基づく必須事項ではありませんが、次に示すように協議や審査・手続き等を円滑に進めるためにも、できる限り早い段階で相談してください。

①届出を要する行為か否かの確認（条例第14条、第15条、第16条）

「自然景観保全ゾーン」及び「市街地ゾーン」では、良好な景観の保全・形成に特に影響を与えるものとして、大規模な建築物等の建築や土地形質の変更など、一定規模以上の行為を行う場合について届出が必要です。

「ふくちやま景観重点ゾーン」では、特に良好な景観の保全・形成を図るため、原則として建築物や工作物の建設等に係る全ての行為について届出が必要です。ただし、特に良好な景観の保全・形成に影響がないと認められる場合には届出の必要がありませんので、まずは事前相談をお願いします。

各ゾーンにおける届出行為の要件は、12～15 ページを参照してください。ただし、これに該当する行為であっても、次に掲げる行為の場合は届出の必要がありません。

（法第16条第7項関係）

ア) 通常の管理行為、軽易な行為等

- ・ 地下に設ける建築物の建築、工作物の建設
- ・ 仮設の工作物の建設等（※仮設の建築物は届出が必要です）
- ・ 法令又はこれに基づく処分として行う行為
- ・ 建築物が立地する敷地内で、道路から容易に望見されることのない物干場、工作物

イ) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

ウ) 地区計画の区域内において行われる建築物の建築等

（※景観形成基準に定める項目の全てが地区整備計画に定められている場合に限りです）

※福知山市景観計画に定める事項に関係する行為を示したものであり、法第16条第7項関係の全ての内容ではありません。

なお、届出を要しない規模、届出の必要がないと判断された行為であっても、福知山市全体として調和のとれた景観の形成を図るため、できる限り該当する区域の景観形成基準への適合に努めてください。

②景観形成基準の特例措置の確認（良好な景観の形成に支障がないと市長が認める場合）

景観形成基準は、「◎／必ず守る基準」、「○／何らかの工夫や配慮が必要な基準」、「・／推奨する基準」の3段階に分けており、施主の方の著しい負担増とならないように配慮しながら、望ましい景観へと誘導する仕組みとしています。

また、個々の基準に適合しない場合でも、工夫次第によって周辺と調和のとれたデザインとすることも可能であると考えられることから、特例措置を設けています。

特例措置を適用するかどうかは個別に判断しますが、協議・審査を円滑に進めるため、事前相談の段階において設計・デザイン等に関する考え方や方向性を提示してください。

第2 届出の手続き

(2) 行為の届出

①届出書の提出（法第16条第1項、第2項、条例施行規則第2条）

行為の届出は、様式第1号（行為の届出書）又は様式第2号（行為の変更届出書）に必要な資料を添付し、2部を提出してください。

このうち「チェックシート」には、個々の景観形成基準との適合確認のほかに、「具体的な配慮又は工夫の内容」を記述していただきます。これは、「景観形成基準の特例措置」を適用するかどうかの判断根拠にもなりますので、できる限り具体的に記述してください。

②無届行為者に対する措置（法第103条第1号、条例施行規則第7条）

行為の届出（又は変更の届出）をせずに行為を行った場合は、景観法に基づき30万円以下の罰金が科せられます。ただし、不可抗力的に届出が行われなかった場合は、行為に着手した者に対して、様式第1号又は第2号に基づく報告を求めることができ、その内容が当該区域の景観形成基準に適合していないと認められる場合には、景観形成基準に適合するための必要な措置を講ずるよう、助言・指導を行うことができます。

また、当該行為が「特定届出対象行為（5ページ参照）」の場合は、原状回復等の変更命令を行うことができます。

③行為着手制限違反に対する罰則（法第103条第4号）

届出書の提出後、行為着手制限解除の通知が行われる前（原則として30日）に当該行為に着手した場合は、30万円以下の罰金が科せられます。

景観形成基準に適合していることが明らかと認められる場合には期間を短縮することができますが、審査・事務処理には2週間程度（福知山市行政手続条例）を要しますので、できる限り早い段階で届出や事前相談を行ってください。

④国の機関又は地方公共団体が行う行為（法第16条第5項）

国の機関又は地方公共団体が行う行為については、届出は必要ありませんが、福知山市への「通知」が必要です。この場合も、様式第1号又は第2号により行ってください。

通知のタイミングに関しては特に定めていませんが、国又は地方公共団体が行う事業の場合は、早い段階から予算措置が行われ、計画期間も十分に設けることが想定されますので、景観形成基準が反映されるよう、行政間の連絡・調整を密にしてください。

(3) 助言・指導、勧告、変更命令

①助言・指導（条例第17条）

届出があった行為について、景観形成基準に適合しないと認められる場合には、本ガイドラインに基づき、必要な措置を講ずるよう設計者又は施主に対して助言・指導を行います。

助言・指導の対象となるものとしては、「◎／必ず守る基準」が中心となります。

ただし、「○／何らかの工夫や配慮が必要な基準」「・／推奨する基準」についても、工夫や配慮の必要及び推奨であることのみをもって適合する必要があるということではなく、行為の規模や地域性等を考慮して景観的配慮が適当と判断される場合には、できる限り基準に準ずるように助言・指導を行います。

なお、景観形成基準に関する特例措置（3・4ページ参照）については、チェックシートの内容を総合的に評価して適否を判断します。

②勧告（法第16条第3項、条例第18条）

勧告は、「◎／必ず守る基準」について、助言・指導を行っても計画が改善されない場合などに行うことが考えられます。

勧告する際には、あらかじめ景観審議会の意見を聴き、色彩、形態、意匠等について、できる限り客観的・明示的に行います。

③特定届出対象行為（条例第16条）と変更命令（法第17条、条例第16条第2項）

勧告を行っても、計画が改善されない場合には、変更命令を行うことができます。

変更命令は、「ふくちやま景観重点ゾーン」内で行われる「建築物の建築等」及び「工作物の建設等」が対象（特定届出対象行為）となり、あらかじめ景観審議会の意見を聴き、色彩、形態、意匠等について、できる限り客観的・明示的に指示を行います。

変更命令は、届出があった日から30日以内に行うことが基本ですが、実地の調査を要するなどの理由がある場合は、届出をした者にその理由及び期間を通知したうえで、最大90日まで延長することができます。（行為着手制限の解除も延長されます。）

変更命令に従わなかった場合は、法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金が科せられます。

(4) 行為完了届の提出（条例施行規則第6条）

届出を行った行為が完了した場合は、速やかに様式第8号の「行為の完了届出書」に必要な書類（当該行為の状況が分かる写真）を添付して提出してください。

その際、届出の内容と異なることが明らかな場合（虚偽の届出）には、法第103条第1号の規定により、30万円以下の罰金が科せられるとともに、それが特定届出対象行為の場合には、景観形成基準に適合するために必要な措置を講ずるよう命ずる場合があります。

第2 届出の手続き

(5) 罰則規定について（再掲）

福知山市景観条例には規定していませんが、次に掲げる内容に該当する場合は、景観法に基づく罰則規定が適用されますので、注意してください。

ただし、違反者を罰することが目的ではなく、景観形成の重要性や目指すべき景観像、制度の内容などを、住民や事業者十分に理解していただくことが重要となります。

■行為の届出又は変更の届出をしなかった場合、又は虚偽の届出を行った場合

（法第 103 条第 1 号）

⇒30 万円以下の罰金

※行為の届出又は変更の届出をしなかった者に対しては、緩和措置を設けており、直ちに届出書の提出を求めて、その内容の確認を行います。

※ただし、故意に届出をしなかったと認められる場合は、緩和措置を適用しないことも考えられます。

■行為着手制限の期間中に当該行為に着手した場合（法第 103 条第 4 号）

⇒30 万円以下の罰金

※原則として、行為の届出又は変更の届出をしてから 30 日間（特定届出対象行為の場合は最大 90 日間）を経過した後でなければ、当該行為に着手することができません。ただし、特定届出対象行為について、変更命令を受けて行う場合はこの限りではありません。

※景観形成基準に適合していることが明らかと認められる場合には、期間を短縮できます。

※行為着手制限解除の通知は、届出書（副本）を返却することによって行います。

■変更命令に違反した場合（法第 102 条第 1 号）

⇒50 万円以下の罰金

※特定届出対象行為について、景観形成基準に適合させるため必要な措置を講ずよう命じたにも関わらず、その措置が行われない場合に適用されます。

■原状回復命令に違反した場合（法第 101 条）

⇒1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

※変更命令に違反した場合で、相当の期限を定めて、景観形成基準に適合させるために必要な範囲で現状を回復し、又はこれに代わる必要な措置を講ずよう命じたにも関わらず、その措置が行われない場合に適用されます。

■調査・報告等に違反した場合（法第 103 条第 2 号、第 3 号）

⇒30 万円以下の罰金

※変更命令が行われた者に対して、必要な措置の実施状況等について報告を求めたにも関わらず、その報告をしなかった場合、又は虚偽の報告をした場合に適用されます。

※変更命令が行われた物件について、福知山市が必要な措置の実施状況や景観に及ぼす影響を検査・調査することに対して拒否、妨害等が行われた場合に適用されます。

2-3 行為に関するその他の許可等の届出

景観法による届出のほか、建築物等の建築や開発などを行う場合には、別途許可申請や届出が必要となる場合がありますので、関係部局に確認してください。

	市街化区域	市街化調整区域	左記以外の都市計画区域	都市計画区域外
建築確認申請	○建築物等を新築、増築、改築、移転するときは、建築確認が必要 (増改築・移転の場合は床面積 10 ㎡以内なら建築確認不要)			○以下の建築物は新築・改築・増築・移転を問わず建築確認が必要 ・床面積 100 ㎡超の特殊建築物 ・3 階建て以上又は延べ面積 500 ㎡超又は高さ 13m 超又は軒の高さ 9m 超の木造建築物 ・2 階建て以上又は延べ面積 200 ㎡超の非木造建築物
	○防火地域・準防火地域内は、10 ㎡以内の増改築・移転も建築確認が必要			
工事届	○床面積が 10 ㎡を超える建築物を建築(除却)する場合は、工事届(除却)が必要			
開発許可申請	○1,000 ㎡以上の開発は許可が必要	○原則すべての開発は許可が必要	○3,000 ㎡以上の開発は許可が必要	○10,000 ㎡以上の開発は許可が必要
農用地除外		○農用地区域に指定されている農地を農地以外に転用する場合は、あらかじめ農用地区域からの除外が必要		
農地転用	○原則許可	○農地を転用する場合は、京都府又は農林水産大臣の許可が必要		

	丹後天橋立大江山国定公園(特別地域)	丹後天橋立大江山国定公園(普通地域)
自然公園法の許可又は届出	○以下の行為を行う場合には京都府の許可が必要(許可基準に適合しない場合は不許可) ・工作物(建築物を含む)の新築、改築、増築 ・木竹の伐採、植栽 ・鉱物の掘採、土石の採取 ・河川、湖沼等の水位、水量の増減 ・広告物等の掲出、設置、表示 ・屋外での土石、廃棄物の集積、貯蔵 ・水面の埋立、干拓 ・開墾等の土地の形状変更 ・屋根、壁面、塀、鉄塔等の色彩の変更 ・希少な高山植物等の採取、損傷 ・家畜の放牧	○以下の行為を行う場合には京都府への届出が必要(30 日前まで) ・工作物(建築物を含む)の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・鉱物の掘採、土石の採取 ・河川、湖沼等の水位、水量の増減 ・広告物等の掲出、設置、表示 ・屋外での土石、廃棄物の集積、貯蔵 ・水面の埋立、干拓 ・開墾等の土地の形状変更 ・屋根、壁面、塀、鉄塔等の色彩の変更 ・希少な高山植物等の採取、損傷

地区計画	・建築物の建築や開発行為を行う場合は、着手する日の 30 日前までに福知山市への届出が必要 ・届出された内容が地区計画に適合しないと判断された場合は、設計変更等の勧告が行われる
屋外広告物	・京都府屋外広告物条例により、屋外広告物を表示又は屋外広告物を掲出する物件を設置する場合には、福知山市の許可が必要

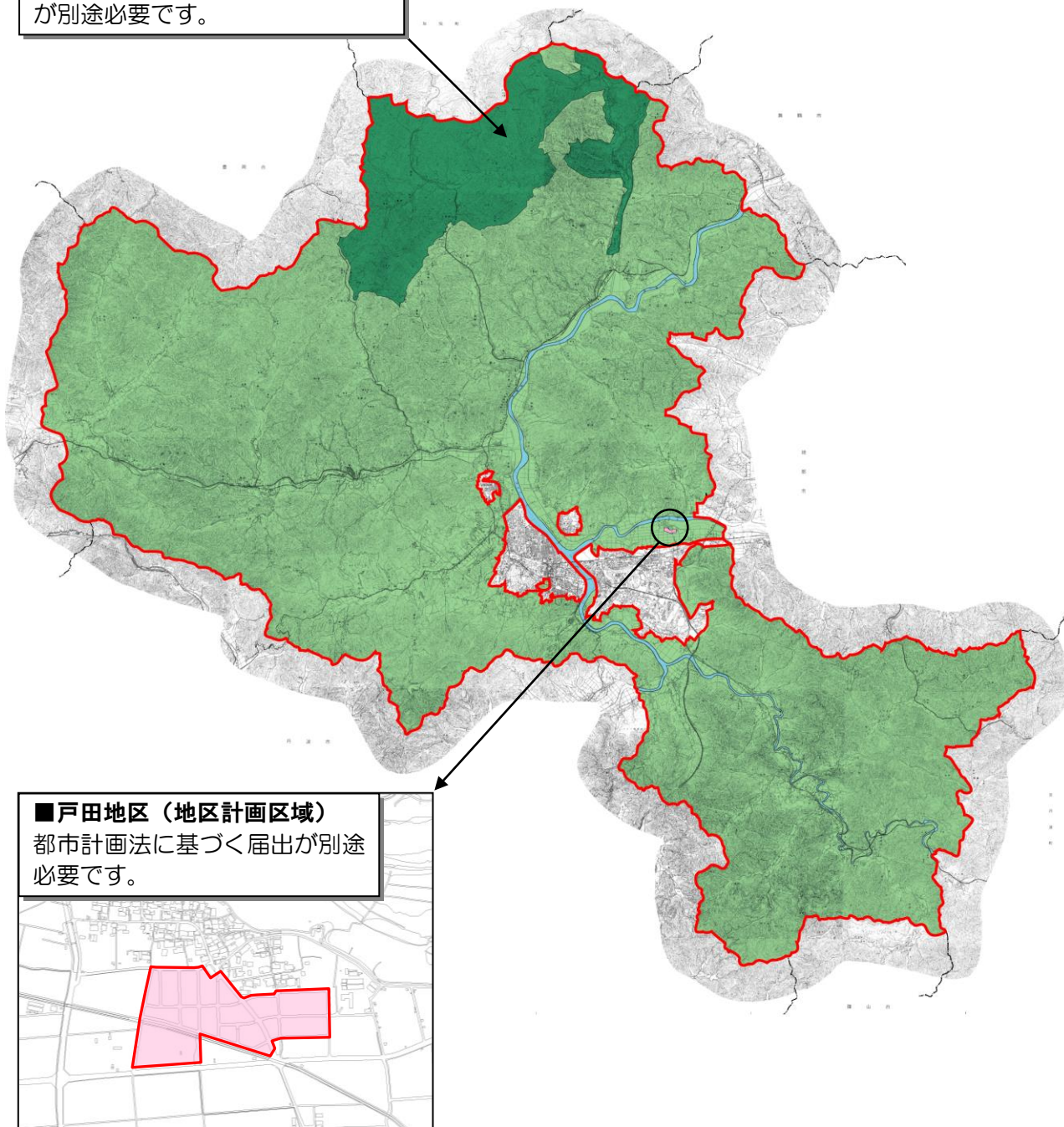
第3 景観計画の区分（ゾーニング）

（法第8条第2項第1号関係）

3-1 自然景観保全ゾーン

自然景観保全ゾーンは、福知山市（面積 55,272ha）のうち、都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域（面積 1,903ha）を除いた区域（面積 53,369ha）で、下図に示す範囲です。

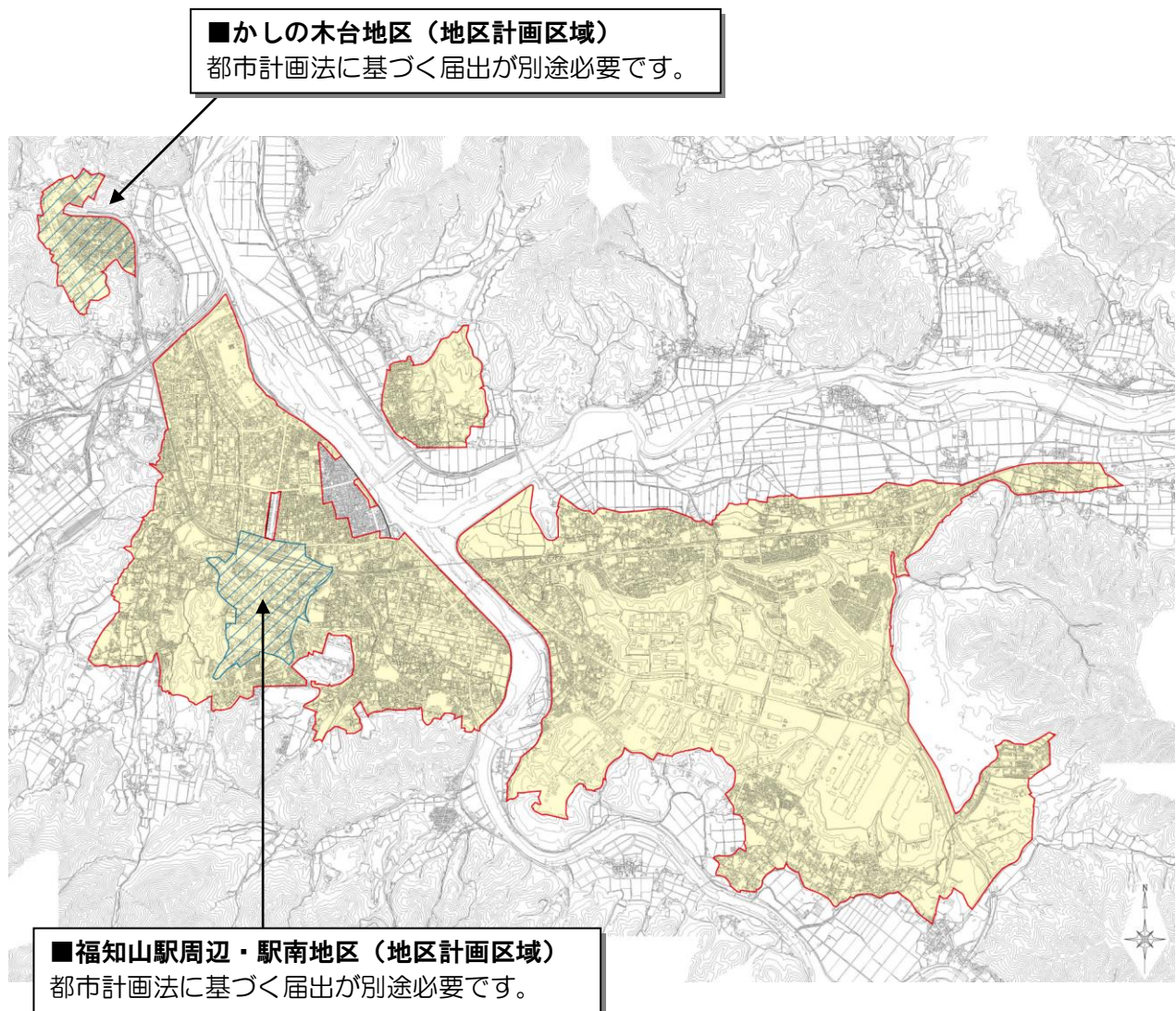
■丹後天橋立大江山国定公園区域
自然公園法に基づく許可又は届出が別途必要です。



自然景観保全ゾーンの区域（面積 53,369ha）

3-2 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域（面積 1,903ha）のうち、ふくちやま景観重点ゾーン（城下町まちなみ景観重点地区及びけやき通りまちなみ景観重点地区、面積計 25.8ha）を除いた区域（面積 1,877.2ha）で、下図に示す範囲です。



市街地ゾーンの区域（面積 1,877.2ha）

（市街化区域の面積及び区域は、平成 24 年度末現在です）

3-3 ふくちやま景観重点ゾーン

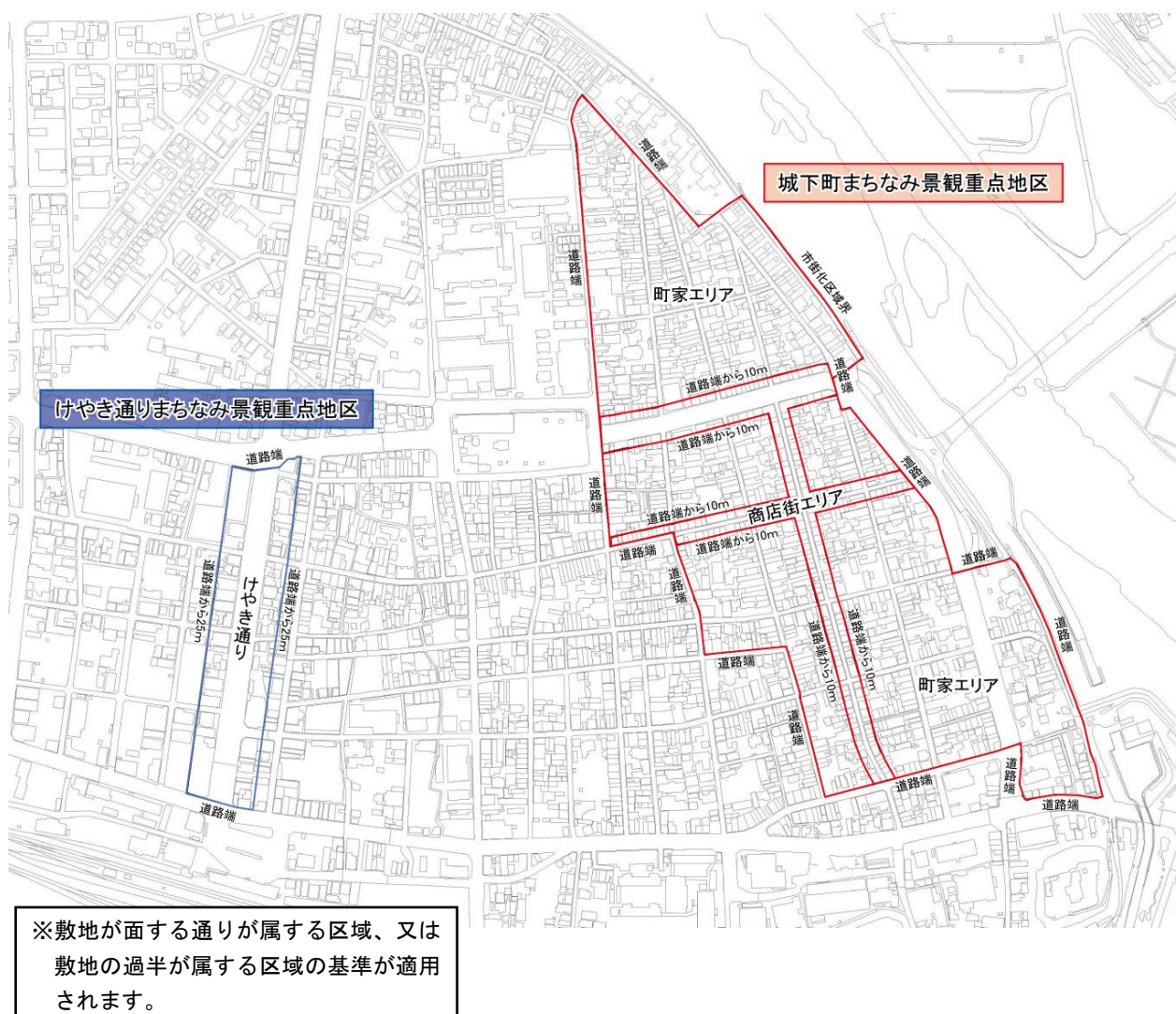
（1）城下町まちなみ景観重点地区

城下町まちなみ景観重点地区は、福知山城の城下町を形成していた範囲のなかで「町家」を基本とする区域で、下図（赤枠）に示す範囲です。土地利用の状況や上位計画での位置付け、まちなみの特性などを勘案して、2つのエリアに分けています。

城下町まちなみ景観重点地区（面積 22.6ha）	
町家エリア（19.3ha）	商店街エリア（3.3ha）

（2）けやき通りまちなみ景観重点地区

けやき通りまちなみ景観重点地区は、福知山市の玄関口である福知山駅から北に延びるけやき通りのうち、お城通りとの交差点～広小路通りとの交差点の区間（延長 400m）の沿道両側 25mの区域（面積 3.2ha）で、下図（青枠）に示す範囲です。



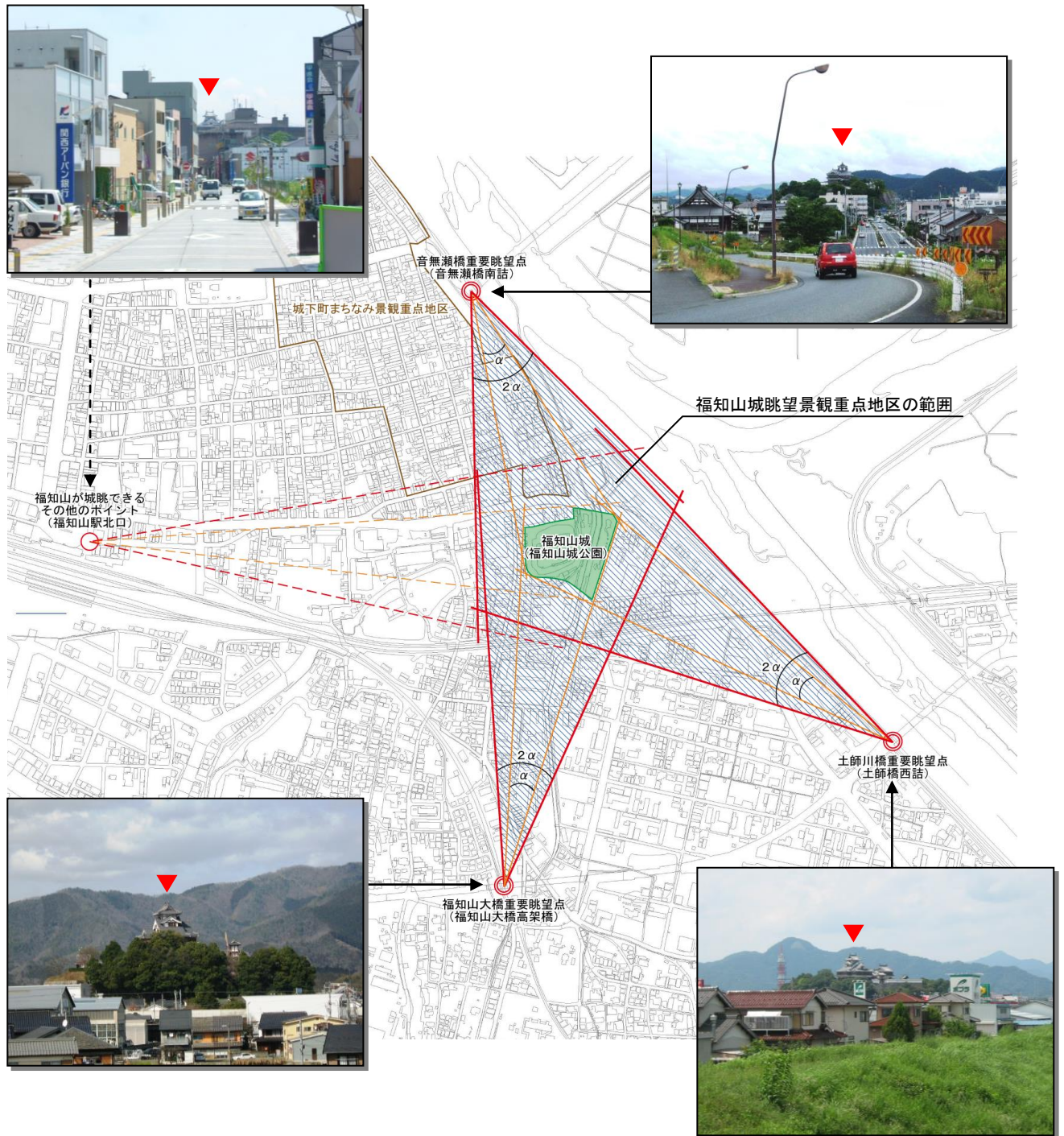
ふくちやま景観重点ゾーンの区域
（城下町まちなみ景観重点地区、けやき通りまちなみ景観重点地区）

（3）福知山城眺望景観重点地区

福知山城眺望景観重点地区は、福知山市のシンボルであり、京都府の景観資産でもある福知山城への眺望を保全することを目的とした区域で、主に建築物等の高さの最高限度を制限します。

誰もが容易に福知山城を眺望することができる場所を「重要眺望点（3箇所）」として指定し、重要眺望点と福知山城公園の両端を結んだ角度（ α ）に対して、2倍の角度（ 2α ）の範囲内（青斜線）において行われる行為が対象となります。

この際、建築物等の敷地が区域の内外にまたがる場合は、当該建築物等が地区内に含まれるかどうかで適用の有無を判断します。



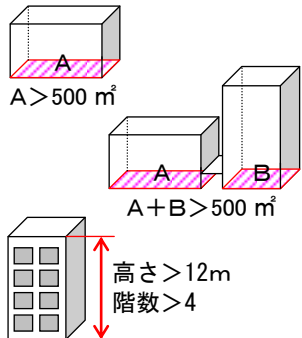
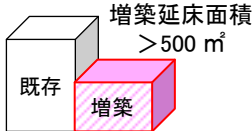
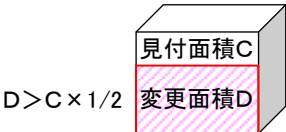
重要眺望点の場所と福知山城眺望景観重点地区の区域

第4 届出が必要な行為

(条例第14条、第15条関係)

4-1 自然景観保全ゾーン

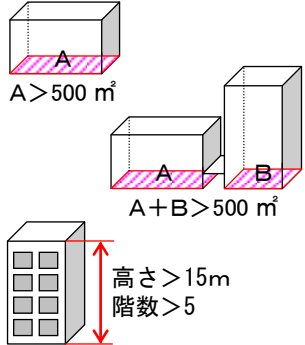
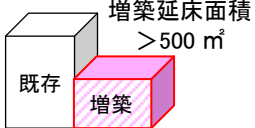
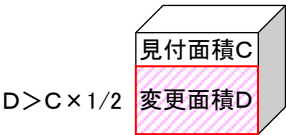
自然景観保全ゾーンにおいて次に該当する行為を行おうとする場合は、あらかじめ様式第1号又は様式第2号による届出を行ってください。

行為の種類		届出の対象となる行為
建築物	建築物の新築、改築、移転	◆建築面積の合計が500㎡を超えるもの ◆一体の土地利用目的、もしくは用途上又は形態上不可分の関係にある2以上の建築物を建築する場合は、各建築面積の合計が500㎡を超えるもの ◆高さが12mを超える、もしくは地階を除く階数が4を超えるもの 
	建築物の増築	◆増築後の建築物が上記のいずれかに該当するもので、かつ、当該増築に係る延べ面積が500㎡を超えるもの 
	建築物の外観の変更	◆上記の各規定に該当する建築物で、外観変更に係る部分の見付面積の合計が1/2を超えるもの 
工作物	工作物の新設、増築、改築、移転	◆柵、塀、擁壁等：高さが2mを超える又は長さが10mを超えるもの ◆煙突：高さが5mを超えるもの ◆アンテナ、鉄柱等：高さが15mを超えるもの ◆記念塔、装飾塔等：高さが5mを超えるもの ◆彫像等：高さが5mを超えるもの ◆高架水槽、サイロ等：高さが5mを超えるもの ◆污水处理施設、廃水処理施設、ごみ焼却施設等：高さが5mを超えるもの ◆観覧車、昇降機等：高さが5mを超えるもの ◆アスファルトプラント等：高さが5mを超えるもの ◆石油、ガス、飼料等の貯蔵施設：高さが5mを超えるもの ◆電気供給のための電線路等：高さが15mを超えるもの ◆その他市長が特に必要と認めるもの
	工作物の外観の変更	◆上記の各規定に該当する工作物で、外観変更に係る部分の見付面積の合計が1/2を超えるもの
その他の行為		※各ゾーン共通です（15ページを参照してください）

※ただし、当該行為地が「福知山城眺望景観重点地区」の場合は、建築物についてのみ「ふくちやま景観重点ゾーン」の届出要件（14ページ参照）に準じてください。

4-2 市街地ゾーン

市街地ゾーンにおいて次に該当する行為を行おうとする場合は、あらかじめ様式第1号又は様式第2号による届出を行ってください。

行為の種類		届出の対象となる行為
建築物	建築物の新築、改築、移転	◆建築面積の合計が500㎡を超えるもの ◆一体の土地利用目的、もしくは用途上又は形態上不可分の関係にある2以上の建築物を建築する場合は、各建築面積の合計が500㎡を超えるもの ◆高さが15mを超える、もしくは地階を除く階数が5を超えるもの 
	建築物の増築	◆増築後の建築物が上記のいずれかに該当するもので、かつ、当該増築に係る延べ面積が500㎡を超えるもの 
	建築物の外観の変更	◆上記の各規定に該当する建築物で、外観変更に係る部分の見付面積の合計が1/2を超えるもの 
工作物	工作物の新設、増築、改築、移転	◆柵、塀、擁壁等：高さが2mを超える又は長さが10mを超えるもの ◆煙突：高さが5mを超えるもの ◆アンテナ、鉄柱等：高さが15mを超えるもの ◆記念塔、装飾塔等：高さが5mを超えるもの ◆彫像等：高さが5mを超えるもの ◆高架水槽、サイロ等：高さが5mを超えるもの ◆污水处理施設、廃水処理施設、ごみ焼却施設等：高さが5mを超えるもの ◆観覧車、昇降機等：高さが5mを超えるもの ◆アスファルトプラント等：高さが5mを超えるもの ◆石油、ガス、飼料等の貯蔵施設：高さが5mを超えるもの ◆電気供給のための電線路等：高さが15mを超えるもの ◆その他市長が特に必要と認めるもの
	工作物の外観の変更	◆上記の各規定に該当する工作物で、外観変更に係る部分の見付面積の合計が1/2を超えるもの
その他の行為		※各ゾーン共通です（15ページを参照してください）

※ただし、当該行為地が「福知山城眺望景観重点地区」の場合は、建築物についてのみ「ふくちやま景観重点ゾーン」の届出要件（14ページ参照）に準じてください。

第4 届出が必要な行為

4-3 ふくちやま景観重点ゾーン

ふくちやま景観重点ゾーンにおいて次に該当する行為を行おうとする場合は、あらかじめ様式第1号又は様式第2号による届出を行ってください。

行為の種類		届出の対象となる行為
建築物	建築物の新築、増築、改築、移転、外観変更	◆原則として全ての行為 ※良好な景観の形成に与える影響がないと認められるものは届出が不要ですので、事前相談において確認してください。 例えば・通常の管理行為 ・建築物の新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ面積の合計が10㎡以下のもの ・建築物の外観変更で、当該変更に係る部分の面積が10㎡以下のもの ・工事を施工するために必要な仮設の建築物 など
工作物	工作物の新設、増築、改築、移転	◆柵、塀、擁壁等：高さが2mを超えるもの ◆煙突：高さが6mを超えるもの ◆アンテナ、鉄柱等：高さが15mを超えるもの ◆記念塔、装飾塔等：高さが4mを超えるもの ◆彫像等：高さが1.5mを超えるもの ◆高架水槽、サイロ等：高さが8mを超えるもの ◆污水处理施設、廃水処理施設、ごみ焼却施設等：高さが6mを超えるもの ◆観覧車、昇降機等：高さが6mを超えるもの ◆アスファルトプラント等：高さが6mを超えるもの ◆石油、ガス、飼料等の貯蔵施設：高さが8mを超えるもの ◆電気供給のための電線路等：高さが15mを超えるもの ◆アーケード ◆自動販売機 ◆その他市長が特に必要と認めるもの
	工作物の外観の変更	◆上記の各規定に該当する工作物で、外観変更に係る部分の見付面積の合計が1/2を超えるもの
その他の行為		※各ゾーン共通です（15ページを参照してください）

※福知山城眺望景観重点地区における行為の届出について

工作物に限り、当該行為地が属するゾーン又は地区の届出対象行為に準じてください。

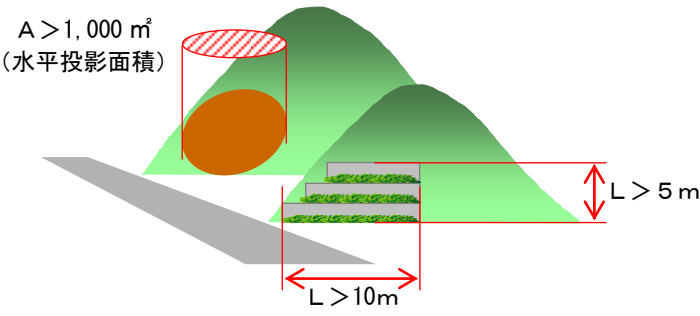
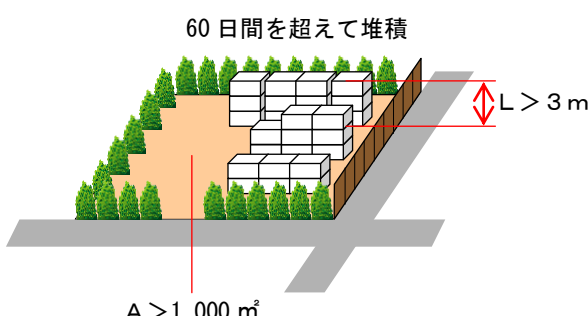
すなわち、自然景観保全ゾーン ⇒ 自然景観保全ゾーンの届出要件（12ページ参照）

市街地ゾーン ⇒ 市街地ゾーンの届出要件（13ページ参照）

城下町まちなみ景観重点地区 ⇒ 福知山景観重点ゾーンの届出要件（当ページ）

4-4 その他の行為に関する届出基準

各ゾーンにおいて次に該当する行為を行おうとする場合は、あらかじめ様式第1号又は様式第2号による届出を行ってください。

行為の種類	届出の対象となる行為
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採、その他土地の形質の変更	◆区域の面積（水平投影面積）が1,000㎡を超えるもの ◆地盤面からの高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面又は擁壁を生じるもの 
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	◆堆積する高さが3mを超え、かつ、堆積に係る土地の区域の面積が1,000㎡を超えるもの（ただし、当該行為に係る期間が60日以内のものは除く） 
特定照明（※）	◆届出が必要となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するため、その外観に対して行う照明で、期間が60日を超えるもの ◆道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物等の形態・意匠を演出するため、その外観に対して行う照明で、期間が60日を超えるもの  特定照明のイメージ

（※） 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明を言います。

事業所名や店舗名等を照らすもの（屋外広告物を含む）、敷地入口や駐車場、公園などにおいて、安全管理のために設置する照明等は該当しません。